

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）抄

（内部部局）

第七条 省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。

2・3 （略）

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6・8 （略）

（官房及び局の所掌に属しない事務をつかさどる職等）

第二十条 各省には、特に必要がある場合においては、官房及び局の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。

2 （略）

3 各省及び各庁（実施庁を除く。）には、特に必要がある場合においては、前二項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。

4 （略）

（内部部局の職）

第二十一条 （略）

2・3 （略）

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くとときも、同様とする。

5 （略）

○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）抄

目次

第一章 本省

第一節 秘書官(第一条)

第二節 内部部局等

第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官の設置等(第二条―第十五条)

第二款 特別な職の設置等(第十六条―第十九条)

第三款 課の設置等

第一目 大臣官房(第二十条―第二十六条)

第二目 削除

第三目 行政管理局(第三十六条―第三十九条)

第四目 行政評価局(第四十条―第四十四条の二)

第五目 自治行政局(第四十五条―第五十四条)

第六目 自治財政局(第五十五条―第六十一条)

第七目 自治税務局(第六十二条―第六十六条)

第八目 国際戦略局(第六十七条―第七十四条)

第九目 情報流通行政局(第七十五条―第九十条)

第十目 総合通信基盤局(第九十一条―第九十九条)

第十一目 統計局(第一百条―第一百九条)

第十二目 政策統括官(第二百十条)

第三節 審議会等(第二百十一条―第二百五条の二)

第四節 施設等機関(第二百二十六条―第三百十二条)

第五節 地方支分部局(第三百三十三条―第四百十条)

第二章 消防庁

第一節 特別な職(第四百十一条・第四百十二条)

第二節 内部部局(第四百三十三条―第四百五十条)

第三節 審議会等(第四百五十一条)

第四節 施設等機関(第四百五十二条)

附則

(大臣官房及び局並びに政策統括官の設置等)

第二条 本省に、大臣官房及び次の九局並びに政策統括官二人を置く。

行政管理局

行政評価局

自治行政局

自治財政局

自治税務局

国際戦略局

情報流通行政局

総合通信基盤局

統計局

2 (略)

(国際戦略局の所掌事務)

第十条 国際戦略局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 九 (略)

十 国際戦略局、情報流通行政局及び総合通信基盤局(以下「国際戦略局等」という。)の所掌事務に係る国際協力に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

十一 十三 (略)

(情報流通行政局の所掌事務)

第十一条 情報流通行政局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、情報の電磁的流通の規律及び振興に関すること（国際戦略局及び総合通信基盤局の所掌に属するものを除く。）。

七〇十四 (略)

十五 総務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保に関する事務の総括に関すること。

十六 国際戦略局等の所掌事務に関する統計に関すること。

十七 情報通信審議会の庶務に関すること。

十八 情報通信行政・郵政行政審議会の庶務に関すること。

十九 情報通信政策研究所の組織及び運営一般に関すること。

二十 総合通信局及び沖縄総合通信事務所の組織及び運営一般に関すること。

二十一 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の組織及び運営一般に関すること。

二十二 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の組織及び運営一般に関すること。

2 郵政行政部は、前項第十号から第十四号まで、第二十一号及び第二十二号に掲げる事務をつかさどる。

（統計局の所掌事務）

第十三条 統計局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 二次的統計（各種の統計を加工することにより作成される統計をいう。第百十六条において同じ。）の作成に関すること（他局及び他の行政機関の所掌に属するものを除く。）。

三〇七 (略)

2 (略)

(政策統括官の職務)

第十四条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 総務省の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 統計及び統計制度に関する次に掲げる事務
 - イ 統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項の企画及び立案に関すること。
 - ロ 統計調査の実施についての審査及び調整並びに統計基準の設定に関すること。
 - ハ 統計職員の養成の企画及び立案に関すること。
 - ニ 国際統計事務の統括に関すること。
 - ホ イからニまでに掲げるもののほか、統計の発達及び改善に関すること(統計局及び他の行政機関の所掌に属するものを除く。)
 - 三 恩給制度に関する企画及び立案に関すること。
 - 四 恩給を受ける権利の裁定並びに恩給の支給及び負担に関すること。

第十五条 削除

(総括審議官、政策評価審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、地域力創造審議官及び審議官)

第十八条 大臣官房に、総括審議官三人、政策評価審議官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、地域力創造審議官一人及び審議官十三人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。

2 (略)

3 政策評価審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関する政策の評価に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(行政評価局に置く課等)

第四十条 行政評価局に、次の四課並びに評価監視官八人及び行政相談管理官一人を置く。

総務課

企画課

政策評価課

行政相談企画課

(国際戦略局に置く課等)

第六十七条 国際戦略局に、次の六課及び参事官一人を置く。

国際政策課

技術政策課

通信規格課

宇宙通信政策課

国際経済課

国際協力課

(国際政策課の所掌事務)

第六十八条 国際政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国際戦略局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 電気通信業及び放送業の発達、改善及び調整に関すること(電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に関するもの限り、参事官の所掌に属するものを除く。)

三 国際政策課、国際経済課及び国際協力課の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に
関すること。

四 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、情報の電磁的流通及び電波の利
用に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡するこ
と（第十二条第一項第八号及び第七十条第二号に掲げるものを除く。）。

五 総務省の所掌に属する国際関係事務の総括に関すること（国際経済課及び国際協力課の所掌に属するも
のを除く。）。

六 前各号に掲げるもののほか、国際戦略局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（宇宙通信政策課の所掌事務）

第七十一条 宇宙通信政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 宇宙の研究、開発及び利用に係る情報の電磁的流通及び電波の利用に関する基本的な政策の企画及び立
案に関すること。

二 宇宙の研究、開発及び利用に係る情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関す
ること。

三 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るものに関する
こと。

四 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の組織及び運営一般に関すること。

（国際経済課の所掌事務）

第七十二条 国際経済課は、総務省の所掌に属する国際関係事務（第十二条第一項第八号、第六十八条第四号
及び第七十条第二号に掲げるものを除く。）のうち経済に関するものの総括に関する事務（国際協力課の所
掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(国際協力課の所掌事務)

第七十三条 国際協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

(参事官の職務)

第七十四条 参事官は、命を受けて、電気通信業及び放送業の発達、改善及び調整に関する事務(電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に関するものに限る。)のうち重要事項に係るものを分掌し、又は国際戦略局の所掌事務に関する重要事項の審議に参画する。

(情報流通行政局に置く課等)

第七十五条 情報流通行政局に、郵政行政部に置くもののほか、次の十課及び参事官二人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。

総務課

情報通信政策課

情報流通振興課

情報通信作品振興課

サイバーセキュリティ課

地域通信振興課

放送政策課

放送技術課

地上放送課

衛星・地域放送課

2

(略)

（情報流通振興課の所掌事務）

第七十八条 情報流通振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 七 （略）

八 前各号に掲げるもののほか、情報の電磁的流通の規律及び振興に関すること（国際戦略局及び総合通信基盤局並びに他課の所掌に属するものを除く。）。

（サイバーセキュリティ課の所掌事務）

第八十条 サイバーセキュリティ課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 情報の電磁的流通におけるサイバーセキュリティの確保に関すること。
- 二 情報の電磁的流通における個人情報保護の確保に関すること。

（参事官の職務）

第八十六条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌し、又は情報流通行政局の所掌事務に関する重要事項の審議に参画する。

- 一 情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策（技術に関するものを除く。）の企画及び立案並びに推進に関する事務のうち重要事項に係るもの
- 二 総務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保に関する事務の総括に関すること。

第一百五十五条 削除

（調査企画課の所掌事務）

第一百六条 調査企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五 (略)

(国勢統計課の所掌事務)

第一百七十七条 国勢統計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇四 (略)

(経済統計課の所掌事務)

第一百八条 経済統計課は、事業所及び企業に関する統計調査の実施及び製表に関する事務をつかさどる。

(消費統計課の所掌事務)

第一百九条 消費統計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

(統計企画管理官等)

第二百十条 本省に、統計企画管理官一人、統計審査官三人、国際統計管理官一人、恩給企画管理官一人及び恩給業務管理官一人を置く。

二〇六 (略)

附 則

(情報流通行政局の所掌事務の特例等)

第六条 情報流通行政局は、第十一条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。この場合において、同条第二項中「第二十二号」とあるのは、「第二十二号並びに附則第六条第一項各

号」とする。

一・二 (略)

2 (略)

(政策統括官の職務の特例)

第七条 政策統括官は、第十四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一・二 (略)

(情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例)

第十八条 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。以下この号及び附則第二十二条において「整備法」という。）附則第四十二条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第五十八条第一項の規定に基づく検査に関すること。

二 (略)

(恩給企画管理官の職務の特例)

第二十条 恩給企画管理官は、第二百二十条第五項各号に掲げる事務のほか、当分の間、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一・九 (略)

（恩給業務管理官の職務の特例）

第二十一条 恩給業務管理官は、第二百二十条第六項各号に掲げる事務のほか、当分の間、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一（略）

（情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例）

第二十二條 情報通信行政・郵政行政審議会は、第二百五条第一項に定めるもののほか、当分の間、整備法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）第七十四条、整備法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）第六十八条、整備法附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第五十五条、整備法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）第七条の二第二項及び整備法附則第四十八条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

○公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第六十二号）抄

（都道府県知事等による事務の処理）

第一条 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託（以下「公益信託」という。）であつてその受益の範囲が一の都道府県の区域内に限られるもの（次項に掲げるもの及び別表第一主務官庁欄に掲げる主務官庁の所管に係る公益信託であつてそれぞれその目的が同表事項欄に定める事項に該当するものを除く。）に対する同法第二条から第九条までに規定する主務官庁の権限に属する事務は、

当該都道府県の知事が行う。

2 (略)

別表第一（第一条関係）

主務官庁	事	項
(略)	(略)	
総務省	国際戦略局、情報流通行政局又は総合通信基盤局の所掌事務に関連する事項	
(略)	(略)	

○統計委員会令（平成十九年政令第三百号）抄

(庶務)

第三条 委員会の庶務は、総務省政策統括官（総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）第十四条第二号に掲げる事務を分掌するものに限る。）において処理する。この場合において、当該処理する事項が国民経済計算の作成基準に関して内閣総理大臣が委員会の意見を聴くことに係るものであるときは、内閣府大臣官房企画調整課の協力を得て処理するものとする。

○恩給審査会令（平成二十一年政令第九十七号）抄

(庶務)

第六条 審査会の庶務は、総務省政策統括官（総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）第十四条第四号に掲げる事務を分掌するものに限る。）において処理する。